

# 緑茶輸出産地緊急対策事業公募要領

制定 令和元年7月19日付け元生産第509号

## 第1 総則

平成30年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

## 第2 目的

緑茶の輸出拡大に向けた輸出向け産地の育成を図るため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に必要な栽培技術・加工技術の導入や、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援します。

## 第3 事業内容

本事業は、次のⅠ及びⅡに掲げる事業により構成されるものとし、公募に係る要件や補助率等については、それぞれ別記1及び2に定めるとおりとします。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| Ⅰ 新たな栽培・加工技術の実証事業 | 別記1 |
| Ⅱ 残留農薬分析事業        | 別記2 |

事業実施主体は、輸出を効果的に拡大する観点から、Ⅰ及びⅡの事業内容に複数取り組むよう努めるものとします。

## 第4 補助金の額

補助金の額は182,377千円を上限とし、この範囲内で本事業の実施に必要なとなる経費を助成します。

なお、補助金の額については、補助対象経費の精査により減額することがあります。

## 第5 補助対象経費の範囲等

本事業の補助対象経費の範囲は、別紙1に定めるとおりとします。

応募に当たっては、本事業の実施期間中における必要経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類の審査結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で積算し、千円単位（未満を切捨て）で計上することとします。

## 第6 申請できない経費

- 1 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- 3 補助金の交付決定前に発生した経費
- 4 他の事業と区分できない経費
- 5 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

## 第7 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までとします。

## 第8 申請書類の作成及び提出

- 1 申請書類の作成  
提出すべき申請書類は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 事業実施計画の承認申請について（別紙様式1）
  - (2) 事業実施計画書（別紙様式2）
  - (3) 構成員名簿、規約、総会資料等応募者の活動の内容が分かる資料
- 2 申請書類の提出期限等  
申請書類の提出期限は、令和元年8月23日（金）午後5時までとします。  
申請書類の提出先は、別紙2のとおりです。
- 3 申請書類の提出に当たっての注意事項
  - (1) 事業実施計画等申請書類は、別紙様式1及び別紙様式2のとおり作成してください。
  - (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合には無効となりますので、この要領等を熟読の上、注意して作成してください。
  - (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
  - (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。
  - (5) 申請書類を郵送する場合には、封筒等の表に「緑茶輸出産地緊急対策事業応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことを証明できる方法によりお送りください。また、提出期限前に余裕を持

って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

- (6) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (8) 本事業についての問合せ先は、2に定める申請書類の提出先とします。  
なお、問合せの受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

## 第9 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）や事業担当課において書類確認及び事前審査を行った後、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別に定める審査基準に基づき事業実施計画の内容や成果目標の水準等について審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定します。

また、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第10 審査結果の通知

審査の結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

なお、審査結果の通知については、補助金交付候補者に補助金の交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途補助金の交付を受けるために提出することとなっている書類を提出いただき、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

## 第11 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申

請内容や他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

#### 附 則

この要領は、令和元年7月19日から施行する。

## 別記1

### I 新たな栽培・加工技術の実証事業

#### 第1 事業内容

事業実施主体は、緑茶等の生産拡大やコスト削減等のため、次に掲げる実証を行うものとし、

- 1 てん茶の生産効率を向上させるために、被覆資材を自動的に展開し、巻き取る機械及び付帯的に必要となる資材等の導入
- 2 てん茶を抹茶に粉末加工する機械（ただし、石臼と比較して、設備投資額当たりの抹茶生産量が向上するものに限る。）及び付帯的に整備が必要な施設等のリース導入
- 3 ティーバッグの原料等を作成するためのCTC（CRUSH・TEAR・CURL）加工機械及び付帯的に整備が必要な施設等のリース導入
- 4 緑茶のカフェインレス化を行うために必要となる機械及び付帯的に整備が必要な施設等のリース導入
- 5 検討会等の開催

事業実施主体は、新たな生産・加工技術の実証に取り組み、実証における課題解決や成果等の周知を図るため、生産者、農業協同組合、実需者である茶商や流通事業者、茶研究機関、学識経験者、都府県、普及センター、市町村、その他関係者等を招集した検討会や成果報告会等（以下「検討会等」という。）を開催するものとする。

#### 第2 応募団体の要件

- 1 本事業に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 農業協同組合連合会及び農業協同組合
  - (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
  - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
  - (4) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
  - (5) その他農業者等の組織する団体
  - (6) 食品事業者
- 2 応募団体は、次に掲げる事項の全てを満たすものとし、
  - (1) 事業実施主体が第2の1の(6)の場合、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 本事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
  - (4) 補助金等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決

定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

- (5) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者又は構成員に登録している者を含む団体であること。

※ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html>

### 第3 成果目標

事業実施主体は、次に掲げる中から2つを成果目標（（1）は必須）として設定し取り組むこととします。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とします。

- (1) 事業実施主体の構成員である生産者又は生産者団体の茶年間輸出額又は輸出向け出荷額の合計が30%以上増加すること。ただし、輸出実績がない場合には、年間出荷額のうち輸出額又は輸出向け出荷額の割合を6%以上とすること。
- (2) 事業実施主体の輸出用茶製品に係る平均生産コスト（第1の1に規定する機械等を導入する場合は、被覆作業（設置・除去の合計）に係る延べ作業時間）を10%以上低減すること
- (3) 本取組により新たに生産された輸出用茶製品の30%以上について茶商等（事業実施主体が第2の1の（6）の場合、生産者）との間で販売に係る契約を交わすこと
- (4) 事業実施主体の受益茶園面積の5%以上について、棚施設等による被覆栽培に取り組むこと

### 第4 補助率等

1 被覆資材を自動的に展開し、巻き取る機械及び付带的に必要な資材等の導入に要する経費に対する助成は、同経費の1/2以内とする。

2 農業機械等のリース導入におけるリース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 実施要綱第5の1により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

3 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次の（1）又は（2）の算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のうち、いずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2以内

(2) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1/2以内

※リース物件価格とは、農業機械等の実勢価格をいう。

#### 4 リース助成金の返還

(1) 国は、次の場合においては、事業実施主体に対し補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

ア 本事業において導入された農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断する場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき

イ 検討会等の開催に当たり支出された経費が本事業の目的に資するものと認めることができない場合

5 検討会等の開催に要する費用に対する助成は定額とする。

## 別記2

### II 残留農薬分析事業

#### 第1 事業内容

事業実施主体は、日本茶の輸出拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとします。

##### 1 残留農薬の分析

事業実施主体は、輸出相手国の残留農薬基準に適合した日本茶の輸出拡大を図るため、残留農薬分析を行い、その結果を評価し、検討結果を生産者へフィードバックし、防除暦の作成・見直しを行う等により輸出相手国（輸出相手国及び地域を言う。以下同じ。）の残留農薬基準に適応した産地づくりへ活用するものとする。

事業実施主体は、事業実施年度以前に輸出実績がある場合、これまで輸出実績のある国・地域に加え新たな国・地域への輸出に取り組むよう努めるものとする。

##### 2 検討会等の開催

事業実施主体は、残留農薬分析計画及び結果、評価について、生産者、農業協同組合、茶商等の輸出事業者、学識経験者、都府県、市町村、その他関係者等を招集した検討会や成果報告会等（以下「検討会等」という。）を開催し、検討を行うものとする。

#### 第2 応募団体等の要件

1 本事業に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益社団法人
- (3) 公益財団法人
- (4) 一般社団法人
- (5) 一般財団法人
- (6) 農業協同組合連合会又は農業協同組合
- (7) 特定非営利活動法人
- (8) 協議会等、その他農業者等の組織する団体

2 応募団体は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

- (1) 構成員に茶の生産者又は生産者団体及び茶商等の輸出事業者が含まれていること。
- (2) 受益農家が3名以上であること。
- (3) 代表者の定めがあること。
- (4) 本事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
- (5) 補助金等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他に係る規程が定められていること。



(6) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者又は構成員に登録している者を含む団体であること。

※ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html>

### 第3 成果目標

事業実施主体は、残留農薬分析の結果から必要に応じて、産地で活用可能な輸出相手国の残留農薬基準に適合している防除歴等を作成・見直しするとともに、残留農薬分析を実施した茶種の年間輸出額又は輸出向け出荷額の合計を30%以上増加することを成果目標として設定し、取り組むこととします。ただし、輸出実績がない場合には、残留農薬分析を実施した茶種の年間出荷額のうち輸出額又は輸出向け出荷額の割合を6%以上とすることとします。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とします。

### 第4 補助額

補助額は定額とする。

## 審査基準

本事業における審査では、以下の審査項目について定性的に、また成果目標の高さについて定量的に評価し、採択の順位付けの際に考慮することとしています。

それぞれの審査項目において、以下のとおり評価します。

- |   |        |            |
|---|--------|------------|
| ( | ・極めて高い | ： + 2 ポイント |
| ) | ・高い    | ： + 1 ポイント |
| ) | ・普通    | ： ± 0 ポイント |

審査項目	審査の観点	採点
事業内容及び実施方向	① 事業の目的及び趣旨との整合性並びに事業内容の妥当性	・事業内容について、事業の目的及び趣旨と照らし合わせて、整合性がとれており、妥当なものとなっているか。
	② 実施方法（実施手法、スケジュール等）の妥当性	・事業を遂行するにあたって、効率的で適切な実施手法、スケジュール等となっているか。
事業の効果	① 波及効果の有無	・事業の成果の普及又は実用化の可能性が高く、地域等への波及効果が期待できるものとなっているか。
	② 社会的ニーズ	・事業の成果について、社会的又は地域のニーズが高く、地域の活性化等の観点から必要性が高いか。
事業実施主体の的確性	① 実施体制の的確性	・事業の実施に必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しており、財務状況が健全となっているか。
	② 知見、専門性等の有無	・事業実施に必要な知見、専門性等を有しており、事業を的確に行う能力を有しているか。
	③ 実績	・類似・関連の実績はあるか。
	④ 交付決定取消の原因となる行為の有無	・過去3か年に交付決定取消を受けていないか。 ※ 受けていない： 0 ポイント 受けている： -30 ポイント
	合計	

# 成果目標

審査基準に定める、成果目標の高さに応じた評価基準は次のとおりとします。

なお、複数メニューに取り組む場合にあっては、それぞれのメニューで選択した成果目標ポイントの合計とします。

## 1 新たな栽培・加工技術の実証事業

以下の中から2つを成果目標として設定。アは必須項目であり、イからオは選択項目とする。

成果目標	ポイント
<p>(事業実施以前に輸出実績がある場合)</p> <p>アⅠ 事業実施主体の年間輸出額又は輸出向け出荷額が30%以上増加</p>	<p>・事業実施主体の年間輸出額等の増加割合(%)</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
<p>(事業実施以前に輸出実績がない場合)</p> <p>アⅡ 事業実施主体の年間出荷額のうち輸出額又は輸出向け出荷額の割合6%以上とする</p>	<p>・事業実施主体の年間輸出額等の割合(%)</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
<p>イ 事業実施主体の輸出用茶製品の平均生産コスト(※)を10%以上低減</p> <p>※別記1第1の1に規定する機械等を導入する場合にあっては、被覆作業(設置・除去の合計)に係る延べ作業時間</p>	<p>・平均生産コスト等低減割合</p> <p>20%以上低減・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上低減・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上低減・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12%以上低減・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上低減・・・・・・・・2ポイント</p>
<p>ウ 本取組により新たに生産された輸出用茶製品の30%以上について茶商等と販売に係る契約を締結</p>	<p>・契約数量割合</p> <p>40%以上契約・・・・・・・・10ポイント</p> <p>38%以上契約・・・・・・・・8ポイント</p> <p>35%以上契約・・・・・・・・6ポイント</p> <p>32%以上契約・・・・・・・・4ポイント</p> <p>30%以上契約・・・・・・・・2ポイント</p>
<p>エ 事業実施主体の受益茶園面積の5%以上について、新たに棚施設等による被覆栽培に取り組む</p>	<p>・被覆栽培への転換の取組の割合</p> <p>13%以上実施・・・・・・・・10ポイント</p> <p>11%以上実施・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上実施・・・・・・・・6ポイント</p> <p>7%以上実施・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上実施・・・・・・・・2ポイント</p>

## 2 残留農薬分析事業

以下のア及びイの2つを成果目標として設定。

成果目標	ポイント
<p>(事業実施以前に輸出実績がある場合)</p> <p>アⅠ 残留農薬分析を実施した茶種の年間輸出額の合計を30%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の年間輸出額等の増加割合(%)</li> <li>40%以上・・・・・・・・10ポイント</li> <li>35%以上・・・・・・・・6ポイント</li> <li>30%以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
<p>(事業実施以前に輸出実績がない場合)</p> <p>アⅡ 残留農薬分析を実施した茶種の年間出荷額のうち輸出額又は輸出向け出荷額の割合を6%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の年間輸出額等の割合(%)</li> <li>10%以上・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
<p>イ 輸出相手国の残留農薬基準をクリアできる防除暦等を、1か国・地域分以上作成・見直しする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出相手国の残留農薬基準をクリアできる防除暦等の作成相手国・地域数</li> <li>重点国等(※)3か国・地域・・10ポイント</li> <li>重点国等2か国・地域・・・・・・・・6ポイント</li> <li>重点国等1か国・地域・・・・・・・・2ポイント</li> <li>重点国等以外の国・地域のみ・・1ポイント</li> </ul> <p>※重点国等とは、「農林水産業の輸出力強化戦略(平成28年5月)」における茶の重点国・地域のうち、日本と茶の残留農薬基準が大きく異なる国・地域である「米国」「EU」「台湾」を表す。</p>